



**事務局（西澤主査）** 本日は、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。  
定刻を過ぎましたので、ただ今から、平成26年度第1回函館市戸井地域審議会を開催します。

本日の会議は、地域審議会の設置に関する規程第8条第5項の定めにより、公開としております。

また、傍聴人数におきましては、会場の都合もあり、20名としておりますので、この点もご了承ください。

傍聴人の方におかれましては、遵守事項に従い、静粛に傍聴下さいますよう協力方、よろしくお願いいたします。

なお、本日は進行役の地域振興課長の東海林が不在のため、代わりに、進行役を務めさせていただきます、地域振興課主査の西澤でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日は会議終了後に現地視察を予定しておりますので、スムーズな会議の進行に、ご協力をお願いします。

それでは、会議開催にあたり、松田会長からご挨拶を申し上げます。

**松田会長** 皆さん、こんにちは。

本日は、平成26年度第1回函館市戸井地域審議会でございます。委員の皆様におかれましては、コンブ等の盛漁期、1年で一番お忙しい中、ご参集頂きまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、お手元の資料にありますとおり、平成25年度事業の実績報告、地域審議会の設置期間延長についてと、地域振興に関する意見交換等が主な議題となっております。

また、ただ今司会者の方からありましたとおり、本日は、地域審議会終了後に函館市国際水産海洋総合研究センターの視察も予定しております。どうか、委員の皆様の協力によりまして、会議を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本庁企画部および保健福祉部より課長並びに担当主査、さらに、東部保健事務所の所長、主査そして支所の各課長が出席頂いておりますので、説明等をいただくこともあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上、開会にあたってのご挨拶といたします。それでは、よろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 会長ありがとうございました。

続きまして、齋藤支所長からご挨拶を申し上げます。

**齋藤支所長** 皆様、こんにちは。

平成26年度第1回函館市戸井地域審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、コンブ漁の盛漁期で大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から地域振興をはじめ、市政運営各般にわたり、ご理解とご協力を賜っておりますことに、心からお礼申し上げます。

また、4月25日には、皆様にご議論頂きました、合併建設計画の変更についての答申書を、松田会長、そして松永副会長から函館市長に手交式ということで、答申書を渡したところでもあります。

本日は、今年度第1回目の地域審議会ということで、昨年度平成25年度の合併建設計画の実績報告について、また、地域審議会の設置期間延長について等の他、その他としまして、過疎計画の変更や保健所の窓口業務、戸井西部総合センター整備についてもご説明申し上げる予定としておりますので、皆様には、どうぞ忌憚のないご意見や、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

なお、3月末をもちまして市民福祉課長でありました、佐藤課長が退職いたしまして、その後任として4月から市民福祉課長として、松澤ゆかりが着任しておりますので、よろしく願いいたします。

その他、職員の異動につきましては、配付の機構表をご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、ご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 続きます、企画部、保健福祉部からの出席職員のご紹介をいたします。

始めに、企画部ですが、田畑計画調整課長でございます。

**田畑課長** 田畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 計画調整課から、川口主査でございます。

**川口主査** 川口です。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 同じく、江藤主事でございます。

**江藤主事** 江藤です。よろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 次に、保健福祉部ですが、佐賀井地域福祉課長でございます。

**佐賀井課長** 佐賀井でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 東部保健事務所、山田所長でございます。

**山田所長** 山田です。よろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 東部保健事務所 武田主査でございます。

**武田主査** 武田です。よろしくお願いいたします。

**事務局（西澤主査）** 次に、本日の地域審議会、出席委員の報告をいたします。

本日は、館山勝博委員，南坪佳代子委員，南坪 忍委員が欠席しておりますので，出席委員は12名でございます

以上，ご報告申し上げます。

会議の進行につきましては，地域審議会の設置に関する規程第8条第2項の定めにより，会長が議長を務めることとなっております。以後，松田会長に進行をお願いいたします。

**松田会長** 地域審議会の設置に関する規程第8条第3項の過半数以上の出席の要件を満たしておりますので，直ちに会議を始めます。

お手元の会議次第に沿い，進めて参りますので，よろしくお願いいたします。

**松田会長** 議題の1番目，前回の意見等の集約結果と取組状況について，事務局から説明をお願いします。

**事務局（泊澤主査）** それでは，私の方から説明させていただきたいと思います。

前回の意見等の集約結果と取組状況について，お配りの資料1，地域審議会意見・要望の1ページをご覧くださいと存じます。

3月31日開催されました，平成25年度第3回戸井地域審議会におきまして，小安町の西団地に，団地が多く建っているが，ここに防火水槽を設置する考えはないのか。という意見でございます。

消防本部の回答としまして，小安町の西団地付近には，近くの小安中央会館に防火水槽が設置されています。隣接地域に防火水槽があることから今年度，小安西団地12号棟付近のバイパス上に地上式消火栓を設置する予定であります。

また，地上式消火栓を設置することにより，西団地全域が防火水槽と地上式消火栓で包含され，国で示されている消防水利の基準を満たすこととなります。

以上でございます。

次に2ページ目をご覧くださいと思います。

漁船の機械改装等の貸付について，当初1億円を市長が用意してくれたが，ここ2年前から9千万円に減少している。

この制度の利用度合いは，非常に高い状況にあることから，1億円上乗せして2億円を予算計上してもらいたい。

農林水産部の回答としまして，漁業用機械等購入資金貸付金については，昭和43年の事業開始以来，平成16年度の東部4町村との合併後は，増加した漁業者に対しても利用が図られるよう予算を増額し，事業を実施してきています。

また、漁船の建造等高額なものは、漁業近代化資金融通法に基づく制度資金を活用し、本貸付金との棲み分けを図りながら、多くの漁業者が借り入れできるよう努めてきたところであります。

このような中、平成24年度に本貸付金が事業仕分けの対象となり、使いやすい貸付金である反面、市にリスクが伴う等の理由で、制度の抜本の見直しとの判定を受けたことから、予算額の縮減を図った他、制度の見直しを行ったところであります。

一方、当該事業の予算については、前年度において、各漁協に需要額調査を行っており、これらを元に措置しています。

委員、ご指摘のとおり、本事業は利用度合いが高い状況であることは理解しているが、反面、滞納等のリスクを伴うことから、予算額の大幅な増額は難しいものと思われるが、今後も各漁業に対し、引き続き需要額調査を行い、制度資金との棲み分けを図りながら、適正な予算措置に努めて参りたい。

以上でございます。

次に、3ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

大間原発についてですが、国への訴訟の為、予算を議会で議決したが、このことに関しては、地域に入って市長自ら、または関係職員が説明会を開いて、官だけでなく一般市民を巻き込んだ運動に是非してもらいたいと思う。

また、裁判は長いものになると思われることから、結論が出る前に防災計画に関して準備はしておかなければならないと思う。そうすると、各地域の取り組みについて、協議会的な形で取り組まなければならないのではないのか。という意見でございます。

総務部の回答としまして、大間原発につきましても、これまで、建設凍結に係る要請活動などにおいて、市の経済界や農・漁業団体、住民組織の団体などと連携し、取組を進めてきたところであり、市の広報紙やホームページの他、出前講座等を通じて、大間原発の概要や市の取り組み等について、市民へ説明してきたところであります。

現在、司法の場において、大間原発差し止めを求めておりますことから、今後も、裁判の状況も含めて、適宜市民や各団体へ周知、説明してまいりたいと考えております。

また、地域防災計画につきましても、司法の場において実効性のある避難計画の策定は難しいということを訴えておりますことから、裁判の状況を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**松田会長** ただ今、事務局より各部からの報告事項として説明がありました。

ご意見ございませんか。発言される方は、起立して議長の許可を取って発言をお願いします。

(ございませんの声あり)

**松田会長** ご意見が無いようでございますので、議題1は終了いたしまして、次に進めさせていただきます。

2番目、平成25年度事業の実績報告について、事務局から簡潔に説明をお願いしま

す。

**事務局（泊澤主査）** 平成25年度事業の実績報告につきまして、ご説明いたします。

事前配付させていただきました資料2合併建設計画の事業実績一覧をご覧いただきたいと存じます。

この資料は、合併建設計画の中で、平成25年度に予算化された戸井地域に係る事業実績を一覧にまとめたものであり、様式につきましては、合併建設計画の地域別一覧に準じて作成したものでございます。

それでは、1ページの事業実績総括表をお開き願います。

記載内容は、合併建設計画の5本の基本目標に係る主要施策を項目別に全地域にわたるものと、戸井地域に係るものを記載しております。

戸井地域に係る事業費総額は、6,316万2千円、実績額は、830万9千円でございます。

次に、2ページ目の主要施策の項目別に事業名と実績額をご説明いたします。

1番目の、多様で力強い産業を振興するまちづくりの（2）水産業の振興の漁場の造成としまして、釜谷工区にコンブ囲い礁の設置で、1,082万5千円でございます。

ウニ・アワビ種苗等放流としまして、小安地区に30ミリ10万個、釜谷地区に40ミリ5万個合わせて、550万円、また、ウニ深浅移植事業としまして小安地区に10万個、釜谷地区に20万個、東戸井地区25万個合わせて375万5千円で2つの事業合わせまして、925万5千円でございます。

次に、農林業の振興の市有林等の整備につきましては、保育費として除伐、標準地調査としまして、193万2千円でございます。

次に、3ページの（5）観光の振興の各種イベントの支援につきましては、道南駅伝競走大会負担金で90万円でございます。

2番目の安全で快適な生活環境を充実するまちづくりの、（2）消防・防災・生活安全の充実の小規模治山事業としまして、瀬田来町岩船地先他で690万2千円でございます。

次に、4ページの（3）交通・情報ネットワークの形成の、その他関連事業の推進につきまして、戸井地域福祉バスの運行経費としまして、374万1千円、スクールバス運行経費としまして、908万5千円で合わせまして、1,282万6千円でございます。

次に5ページの（5）生活環境の整備充実の水道の整備としまして、瀬田来町地区の配水支管移設工事として、89万3千円でございます。

また、下水道の整備としまして、同じく瀬田来地区下水道管移設工事としまして、575万4千円でございます。

次に、（3）高齢者福祉の推進の、その他関連事業の推進ですが、外出支援サービス事業としまして、374万8千円でございます。

次に、7ページの5連携と交流によるまちづくりの、その他関連事業の推進ですが、瀬田来会館の改修工事として527万4千円でございます。

以上が、平成25年度事業の実績でございます。

**松田会長** ただ今、事務局から説明がありました。  
ご意見等ございませんでしょうか。

**松田会長** それでは、ご意見が無いようでございますので、議題2を終了して次の、議題3地域審議会の設置期間延長について、企画部から説明をお願いします。

**田畑課長** 企画部計画調整課の田畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、お配りしております資料の3の内容につきまして、説明申し上げます。

まず、資料3でございますが、ホッチキス止めしております、ページは付してございませんが、1枚目を捲ってもらいまして、2枚目が平成16年6月25日付けということで、当時、合併5市町村の組長によります地域審議会の設置に関する協議書でございます。

そして、もうひとつ捲っていただきまして、3枚目、裏にも印刷してございます。

地域審議会の設置に関する規程ということで、合併平成16年12月1日から施行され、現在に至る規定でございます。

こちらの規定の第3条をご覧くださいと思います。

地域審議会につきましては、設置期間は平成27年3月31日まで、来年の3月末までとなっているところでございますが、合併建設計画の平成31年度までの計画期間の延長に伴いまして、計画の変更等に関する諮問、答申機関として、さらには、地域の振興発展に資する重要な役割を担う機関として、審議会の機能は残していきたいということで、これまでの地域審議会の中で説明申し上げてきたところでございます。

今回、この延長における方針について、取りまとめましたので、改めまして、最初の1ページ目の資料に戻って頂きたいと思いますが、こちらに則って説明させていただきます。

現行の地域審議会でございます。こちらの地域審議会につきましては、2枚目にありましたとおり、平成16年6月、当時の5市町村長による協議によりまして、その設置を決定したものでございまして、設置期間につきましては、平成27年の3月31日まで、所掌事項につきましては、合併建設計画の変更に関する事項、合併建設計画の執行状況に関する事項等となっております。

委員数でございますが、規定の第5条に記載してございますが15人以内、委員の任期は、同じく規定の第6条に記載してございますが、2年となっているところでございます。

この度の、合併建設計画の計画期間の延長に伴う、設置期間の延長における方針といたしましては、中段に記載してございます。現行の枠組みで設置期間のみを5年間延長する。平成32年の3月31日までの設置期間とするところでございます。

委員数につきましては、現行の15人以内で継続、委員の任期も現行の2年といたします。

現在の委員の皆様の任期は、本年の11月30日までとなっておりますが、本年12月の改選による委員は、設置期間延長後そのまま委員として2年間継続をお願いするものでございます。

なお、合併建設計画の変更につきましては、冒頭、支所長の方からご説明がありましてとおり、本年の4月25日付けで地域審議会から、計画期間の延長は適切であると認めると言う旨の答申を得ているところでございます。

9月議会の議案提出に向けまして、現在、北海道と最終協議を進めているところでございまして、当該議案提出と合わせまして、この地域審議会の設置期間延長に係る条例案につきましても、9月市議会定例会に提出予定でございます。

この議会での議決をいただきまして、正式決定の運びとなる予定となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**松田会長** ただ今、企画部から説明がありました。

ご意見、ご質問等ございませんか。

**森 委員** 委員の人数について、4支所管内で地域審議会が設置されているので、定数のバランスが崩れるということは好ましい事ではない。

問題は、開催日が同時期に開催されるが、他支所の地域審議会で審議されている内容等が広報紙で知られるが、広報紙を読んでいればどんな意見が出されているということは分かるけど、実際に自分のところの委員会委員として参加して2期やったが、意見の出し方として、小さな問題の部分しかなかかなか出てこない。戸井地域全体をどうするかという意見がなかなか出づらなものがある。

この辺を何とか改善して、できれば戸井地域の振興をどんどんやって欲しいとか、こう言う意見が沢山出る様であれば良いだろうけど、その辺の意見が少ないと自分は捉えている。

色んな声を聞く方法が何かあってしかるべきなのかなと思っているが、今までの委員の選出方法等、それぞれの団体や一般公募で何人か入ってもらってというのが一般的なスタイルなんだろうけど、どうも意見の出し方がもう少し活発な審議会であるべきなんだろうなと思う。

そういう方法をあみだす委員会であれば良いのでないか。

会長・副会長で今後の改選期に向けて、旧戸井地域の色々な組織の団体の長が入っているので、網羅されているという捉え方で行くしかないと思うが、できれば、若返りを図って、青年クラスで盛んな議論をして地域を発展させるんだという声がしかるべきだと思うが、支所長どうでしょうか。

**齋藤支所長** 今、森委員の方から若返りを含めた委員の配置について質問がありましたが、今の所は委員の定数が変わらないという方向で考えておりまして、これにつきましては、4支所含めて、私の方から各支所長に戸井の地域審議会で見解があったということで、話しをしてみたいと思っておりますし、また、当審議会の正副会長とも相談して、



今後、検討させていただきたいと思います。

**吉田委員** 今、森委員から参考となる意見が出されていたんですけど、僕も同じような考えをもっているんですけど、例えば、今日地域審議会が始まる前日にも、懇談会形式に委員の方に集まってもらって、明日の委員会では、どういう議題で、どういう話しをしたら良いか、また、要望事項があれば、こういう問題を提言したらどうかだとか、こう言う問題があるから、質問事項に載せたらどうかだとか、事前準備というか、条例の中では正式な会議ということはできないと思うが、事務局の中で懇談会形式で、条例に基づかない形の非公式な懇談会という形で準備ということであれば、かなりの意見が出てくると思う。

小さな問題も大事ですけど、もっと旧4町村にまたがるような大きな問題提起もできるんじゃないかと思うので、是非、事前の懇談会形式のものができないか提言したいと思います。

**齋藤支所長** 今、吉田委員の方から事前に、懇談会形式でも、というご意見がありましたけれども、行政として色んな意見を聞く立場にありますから、そういう要望があれば懇談会、懇話会形式の開催の検討をしていきたいと思っております。

**松田会長** その他、ございませんか。  
(なしの声あり)

**松田会長** お二人の方から、大変貴重な意見・ご提言ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

議題4 地域振興全般に関する意見交換について、何かございませんでしょうか。

まちづくり、地域振興全般に対するご提言、ご意見等ありましたら発言いただきます。

よろしく願いいたします。

**松田会長** 無ければ、次に進んでよろしいですか。  
(はいの声あり。)

**松田会長** それでは、続きましてその他でございますが、企画部から、過疎計画の変更について説明がございますので、よろしくお願ひします。

**田畑課長** それでは、私の方から、資料は用意してございませんが、口頭で報告させていただきたいと思います。

過疎計画、正式名称、函館市過疎地域自立促進市町村計画と申しまして、合併前の旧町村におきましても、それぞれ作成していた計画でございます。

国の法律に基づきまして、各地域の自立促進、地域振興を図る目的の計画となっておりまして、現在の函館市の計画は、合併前の東部4地域に限定した計画でございます。平成22年度から平成27年度の6ヶ年の計画を現在作っております。

ただ、この度法律の改正がございまして、本年4月1日付けで函館市全域が過疎地域に指定となりました。

過去25年間の函館市の全体の人口減少率が、約19%以上ということで、要件等に合致することに伴いまして、市全域が新たに指定されたところでございます。

このことに伴いまして、現在の過疎計画、東部4地域限定の計画を、函館市全域を対象を広げる変更の手続きを今、執っております。

これにつきましては、すでに市政はこだて等で広報してございまして、今現在、全市民の方から、この変更案につきましてはのご意見等を伺っているところでございます。

ただ、この内容につきましては、現計画、27年度までの計画期間の中で旧函館地域に係わる、各種の統計データでありますとか、過疎計画の後となります、新しい総合計画等との整合を図った、そういうような修正を加えた内容でございます。

抜本的に、事業の中身、東部4地域に係わるものが変わるものではございません。

これにつきましては、先程来ご説明申しました地域審議会の設置条例、それから合併建設計画の変更、これと合わせて、9月の定例会市議会で議決を得たいと考えております。

なお、過疎計画に係わる法律につきましては、平成32年度までの時限立法でございますので、今回、27年度までの現計画の変更を行った後ですね、来年度、改めて平成32年度までの新計画というものを策定することとなります、その際、また合併建設計画と合わせて、地域審議会の皆様にもそういった内容につきましてもお示しする機会もあろうかと思っておりますし、内容につきましても意見、ご要望等をいただく機会もあろうかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

以上、口頭の説明でございました。よろしくお願いたします。

**松永副会長** はい。松田会長

**松田会長** 議長を交替して、私の方から過疎について、いま、課長から函館全体が過疎債が適用になったということでございます。合併建設計画の変更等については、合併特例債、過疎地域自立促進計画については過疎債ということで、どちらもそれぞれ交付税の基準純額に償還分が70%、合併特例債の充当率が95%、過疎債が100%であるわけでございます。

函館市も例年、起債通常ベースで百何十億という起債があるわけでございます。

私は、2点質問したいわけでございますけど、1点目は、それぞれ、特例債なり過疎債、同じようなメニューというか中身であるわけですが、特例債、過疎債それぞれ計画しながらそれぞれの起債を適用されると思うが、この棲み分けというか使い分けというか、その辺の基準というものがあるのかどうか。

それから、今、課長から過疎債の6年間延長の時限立法ということで、たまたまインターネットで見て、まちづくりソフトの新たなメニューの中で、特に、他府県の事例で過疎債を利用して、老朽化した公共施設の解体、函館市内でも住宅やら学校施設があるわけでございます。

その他に、こう言う地域では年々過疎化、人口減で家があるまま家族全員居なくなり、家の所有者が亡くなり、家があるまま危険な状態になっている。

まちづくりのメニューの中に、地域の中の課題についても過疎債のメニューの中に加わってこれが適用されると言う、他府県の取り組みを見たものですから、この辺の課題は、旧4町村の方も結構あるものですから、この辺について企画部さんから、何か話題性というか、議論というか、今後の計画にこの辺も検討するだとかありましたらお聞かせ願いたいと思います。

**田畑課長** それでは、ただ今のご質問。1点目でございます。

合併特例債と過疎債の棲み分けでございますけれど、どちらもそれぞれ合併特例債の活用にあたっては合併建設計画、過疎債活用にあたっては過疎計画に位置づけられていることが大前提でございますが、大きく言いますと、合併特例債は基本的にハードの事業、道路を整備したりとか公共施設の整備をするとかハードの事業ですね。

過疎債は、そういったものに加えて、ソフト事業例えば、地域の公共交通を確保するための色んな送迎の事業でありますとか、それからお祭り、それからソフト事業と言ったものに過疎債は充当できるそのような形になってございます。

2つ目のご質問でございますが、会長おしゃるとおりですね、今、過疎債の中では、たとえば住宅だとか庁舎等の解体、こういったものに対しても過疎債が充てられるという形になってございまして、今般、過疎計画の変更に対しましては、こういう想定される事業を幅広く取り組むこととしてございます。なお、過疎債、合併特例債いずれも有利な財源には代わりはないわけでございますが、あくまでも、市全体の事業の中で緊急性、優先度の高いものはどんどん実施していくと、仮に財源の手当、起債が認められなくても必要な事業はどんどんやっていくと、大前提はそういったことでございます。

その上で、有利な財源である過疎債だとか、合併特例債を使えば使っていくと、事業実施にあたっての財政当局の判断になろうかと思えます。

前提といたしましては、繰り返しになりますが、あくまでも地域にとって必要な事業は実施していくということには全く代わりございません。なお、過疎債につきましては、全国でだいたい3千6百億円という枠がございます。その中での配付になりますので、全てを過疎債で事業を展開できるかという、現実的に難しい。その場合は、合併特例債でありますとか、他には緊急防災対策債ですとか、そのような有利な財源、起債を充当しながら事業を着実に進めてまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

**松永副会長** 松田会長、よろしいですか。

**松田会長** はい、よろしいです。ありがとうございます。

その他何かございますか。

**森 委員** 函館市全地域が過疎指定されるという中で、人口減少が極端に多いというこ

とから、過疎地域に指定されたということで、来年27年度までは総合計画をそのまま継承しながら、総合計画を基にしながら平成27年度中に過疎計画を作るという話だったというふうに捉えているが、人口の流出は、学校を卒業して働く場として、どうしても出て行く比率が多い。ということは、地元でそういった企業が無いということで、市長も企業誘致を一生懸命頑張ってくれていると思うが、なかなか函館市にそういった大きな企業が無いと言う中で、どうしてもよそに出て行ってしまいう比率が多い反面、高齢者は、他の地域から函館に入ってくる部分も若干多いと聞いている。それで、ある程度若者の流失を少しカバーして人口全体の流れとしては、減少傾向にありながらも、少しは高齢者が函館市に移住してくる割合がちょっと多いので、総体の減少傾向が多少緩んでいる。

そういうような捉え方なんだろうなと自分は考えている。

どんな年齢形成であろうとも、人口が増になることによって市の発展というものは、人口があつてその中で様々な事業を展開しながら町を発展させるという部分では、どんな年齢形成であろうが、移住してくれる年代層があれば非常に嬉しいことだと思います。

一方、結婚、子育て年代については、相当前から子どもの住みやすい地域の隣町へ移住して、高齢化して函館に戻って来ると言った傾向が今、若干見えて来ていると聞かされている。この辺どうゆうふうを考えているのか。

**田畑課長** ご指摘ありがとうございます。

前段の過疎地域の事ですが、申し訳ありません。私の説明不足かと思いますが、平成27年度までの計画を、今、変更して全市域を対象を拡大して、それをこの9月に変更しようとしています。

来年、改めて平成28年から32年度までの新しい過疎計画を作る。そういう今流れになっています。

人口の件でございます。今、企業誘致とか色んなことをやっております。

函館の場合は、人が出て行って、入ってくる数よりも出て行く数の方が多い、これは社会減と申します。生まれる数よりも、お亡くなりになる数の方が多い、それが自然減ということで、この2つが大きな要素となっております、年間、大体3千人近く毎年減ってきている。社会減につきましては、委員ご指摘のとおり学校を出ても、なかなか大きな企業がなくて特に函館の場合、観光だとかサービス業とか多いものですから、なかなか大卒の男性の方が定着する、例えば大きな工場等が少ないので、東京とかに出て行ってしまいう傾向がずっと続いています。

それから、自然減については、今、年間大体1,700人位しか1年間子どもが生まれていません。それに対しまして3,600人位お亡くなりになっている。

かつては、昭和20年、戦前、あるいは団塊世代頃には、年間8,000人位生まれている。それが今、年間1,700人位しか生まれません。高齢者の割合も30%を超えました。お亡くなりになる数もやはり増えてきてございます。

委員ご指摘のとおり、かつては近隣の旧上磯町とか、大野町とか住宅地の安い所に出ていった。また、都市部にはマンションなど増えてきておりますので、そういった所に

また戻ってきておられる方もいるというふうに聞いております。

今、そういったことをトータルにですね、私どももどういう要因があるのか、色々な面から分析しておりまして、少しでも人口減少に歯止めがかけられないかということで、今、庁内横断的に検討して、なんとか函館の地域振興を図っていこうという視点に立って分析をしている最中でございます。

今、企画部として分析している最中としてのお話しということで、申し上げた内容でございます。よろしく申し上げます。

**吉田委員** 今、平成28年に新過疎計画を作成するというお話しなんですけど、現在の長期総合計画も連動してくると思うが、その辺が第1点ね。

それから、人口が減るとか、経済成長がマイナスであるとか、少なくなるということ計画としては、目標として掲げるのは難しいと思う。でも、今日を考えたら減ることをある程度前提とした長期計画にしておかないと、いつも後から追っかけられるような計画になると思う。減る事を前提として、過疎計画も、長期計画も全組織あげてやったらという形で、何でも未来志向はプラスでないといけないと、これを止める時期でないかと思うがいかがでしょうか。

**田畑課長** まず、過疎計画でございますが、平成28年度からの実施計画でございます。

総合計画につきましては、今の総合計画は平成28年度までの計画期間でございますして、総合計画は、過疎計画から1年遅れの平成29年からのスタートとなります。

自治法が改正されまして、総合計画の策定義務そのものは無くなったが、あくまでも地域のトータルとして計画として、今策定する予定となっております。

まず、過疎計画、これは市全体に係わる計画でございますので、こちらが先行する形になりますが、その後作成します総合計画では、もっと市民から幅広い意見をいただきながら、市全体のトータルな計画を作っていこう。その前提となる過疎計画でございますので、当然、総合計画策定の際は過疎計画との連動はきちんと整合性のとれた形で作成することになります。

それから、人口減少につきましては、もうすでに国立の人口問題研究所という国立の機関で、すでに人口減少時代ということで、例えば平成52年の函館市の人口が約17万になるというような数字も公表しているところであります。

その中で、国も少子高齢化対策をやろうとしておりますが、なかなか右肩上がりて人口が増えるということは想定しづらい所があります。そういった中で、委員ご指摘のとおり人口減少というものを前提とした長期計画の策定になろうかと現時点では考えております。以上でございます。

**松田会長** 吉田委員よろしいですか。

その他、ございませんか。

それでは、無いようでございますので、次に、保健福祉部から、保健事務所の窓口業務について、説明がありますので申し上げます。

**佐賀井課長** みなさんこんにちは。私、保健福祉部地域福祉課の佐賀井と申します。

本日、こちらの地域審議会の方にお邪魔させていただきましたのは、保健福祉部の所管であります、こちらでいうと東部保健事務所の窓口業務に係わりまして、特定疾患いわゆる難病というものでございますが、これの医療受給者証の申請手続きの変更がございますので、ご説明させていただきます。

特定疾患の変更内容の具体的な説明内容として、まず、東部保健事務所の窓口業務に係る現状について説明させていただきます。

それではお手元の資料の東部4支所における申請受付の状況というA4版の1枚ものの資料をご覧ください。

東部保健事務所の窓口業務につきましては、平成19年度、事務所を榎法華支所内に設置しまして、各支所に毎日保健師1名を派遣してきたわけでございます。

その中で、各種相談や各種受付を行って来たわけでございますが、件数の減少に伴いまして、平成21年度には、毎日の派遣から週1回の派遣に変更、さらに平成25年度には、窓口の相談体制を訪問業務に切り換えまして、臨時職員の対応として現在に至っております。

この資料は、平成22年度から昨年までの東部保健事務所が取り扱った申請業務の実績でございます。括弧書きの数字が東部保健事務所から支所に派遣している職員が窓口で受け付けた件数でございます。

取り扱っている窓口の業務としましては、表の上段に書いてございますが、①の母子健康手帳の交付業務、②の精神通院医療受給者証の申請受付、精神障がい者保健福祉手帳の申請受付業務、そして③の特定疾患難病医療受給者証の申請受付業務、大きくこの3つの業務を行っております、支所の窓口の4支所合計件数につきましては、記載のとおりでございますが、平成24年度から昨年までで、東部保健事務所全体では200から250位、また、その内支所での窓口では100から150位の中で推移しているという状況でございます。

今回、ご報告申し上げますが、この東部保健事務所で行っております窓口業務の内、③の特定疾患難病医療受給者証の申請手続きの取扱についてでございます。

それでは、配付資料の3枚もので難病医療法施行に伴う特定疾患医療受給者証の申請手続き等についてですが、そちらの資料をご覧くださいと思います。

窓口を変更するということですけど、経過について簡単にご説明いたします。

この難病対策は昭和47年に国が制定した難病対策要綱に基づいて、これまで行ってきたということで、今まで法律が無かったというところでございます。その結果、一定以上の成果をあげましたが、医療費助成の対象に選定されている難病と選定されていない難病との間で不公平感があるという課題も指摘されています。

こうした課題に、公平かつ安定的な医療制度を確立するということで、今年の5月30日に難病医療法が制定されました。さらに施行が来年の1月1日ということで、簡単にこの医療助成制度の改正についてご説明申しますと、3ページをお開き願います。

参考までに、①から⑥まで記載しておりますが、まずひとつ大きいのが、国の指定対象疾患が56疾患から約300疾患に拡大する。ただ、この300疾患については、今

現在まだ、この疾患ですと示されていない状況でありまして、今後、徐々に増やして300疾患になるという国からの説明となっております。

そして、②から⑥は個々の事情ですとか、状況に応じた負担割合が細かく設定されるようになったということで、認定の要件が複雑化したというような状況でございます。

では、また1ページに戻っていただきまして、これまでの特定疾患医療受給者証申請手続きについて、どういうふうにやっていたかということで記載してございます。

まず(1)交付者数を記載してございます。戸井地区におきましては、平成24年度の実績で34名の方がこの受給者証の交付を受けております。

(2)が申請の受付期間でございます。更新の申請ということで受付期間が例年7月から9月ということで3ヶ月間、個々にご案内いたしまして、更新していただいているというふうにしております。有効期限が10月1日から翌年9月30日までの1年間で、毎年更新手続きが必要ということです。新規の受付は、通年受け付けております。

(3)申請の受け付け窓口でございますが、ひとつが市立函館保健所保健予防課、これが難病の主管課でございます。そして東部保健事務所、さらに戸井支所、恵山支所、南茅部支所ということで、この3支所につきましては、東部保健事務所職員が週1日ということで、従事してございます。これが現状でございます。

最後、新たな申請に向けた対応でございますが、(1)まず受付期間でございますが、既認定者、これは更新の方でございますが、今年度に限りまして10月から12月を予定しております。

今までの、7月から9月まででございますから、受診期間が3ヶ月延びることになります。

この受給者証の適用日が来年の1月1日からということで、この日が施行日ですのでこの日から対象になるわけでございますが、これがいつ更新されるかというのは、現在未定ということで、国から通知がくることとなります。

新規の受付については、これまでとおりの通年受付という状況であります。

次の2ページ目をお開き願います。

(2)の新たな申請手続きの受付窓口でございますが、先ほど説明したとおり今回の改正によりまして、複雑で多岐にわたっているということで、利用者に正確な情報を丁寧に分かりやすく説明する必要があると考えまして、この手続きに精通した職員でないとなかなか難しいのかなと考えまして、この受付窓口を主管課であります保健所の保健予防課、それと東部保健事務所、この2箇所に集約するというふうに考えております。

各支所の窓口では、対応しないというふうに考えております。但し、平成26年度は新制度への移行期でございますし、混乱せずに申請行為ができるようにこの申請受付期間の10月から12月の間、東部保健事務所職員が従事し、特別相談日というものを設けてまして、

個別に相談、受付に対応して参りたいと考えております。なお、申請の窓口に来れないと言う方もいらっしゃいました。これは、今までとおりの郵送していただき対応して参りたいと考えております。

(3)これが新たな制度の周知方法について記載しておりますが、まず既認定者、更

新者につきましては、更新手続きの期間の変更また、有効期間の延長につきましては、既に6月11日付けで、個々の対象者の方に発送し周知済みでございます。

なお、新たな法律に基づく申請手続き通知は、再来月9月の末までに行う予定でございます。

新規の申請でございますが、難病医療法が施行される1月1日から申請様式、申請書類等は、今まだ示されてない状況でございます。これが示され次第市政はこたて等で周知していきたいと考えております。また、新たな対象疾患、56が300になるとお話ししましたが、これらにつきましては、北海道から市内医療機関に対して周知されません。この難病につきましては、新規の方はまず医療機関に行くと、医師が判断して難病と判断した時点で、その人に制度の説明を医師からするというシステムになってます。新規の方は医療機関が出发点とのことです。そこは十分医療機関に周知することでございます。

以上が特定疾患に係わる変更でございます。この特定疾患が以上の取扱になるということで、今後、支所の窓口で取り扱う申請受付業務というものは、最初お話ししましたが、①の母子健康手帳の交付業務とそれと②の精神障がい者関係の受付業務のみが残ることになります。今後、これらの業務につきましては各支所の所管業務ということで位置づけております。これまで東部保健事務所から派遣される週1回に限っていた受付を、今後は、各支所の開所日にいつでも受け付ける体制に変更したいと考えております。

以上で説明は終了するのですが、保健福祉部としてなかなか皆様に説明する機会がないので、今、経済状況が低迷する中で、高齢化がどんどん進んでいる。これに伴いまして保健福祉行政に求めるものもどんどん高まっている。ただ函館市の厳しい財政状況の中で、限られた財源の中で複雑多様化するニーズに答えて行かなければならないということで、福祉部としましても、色んな業務、事業に対しました緊急的利用度等を選択しながら、サービス提供を広くして参りたいなと思います。ただ、行政改革はなかなか避けられない状況でございます。特に東部保健所につきましては、平成23年度、25年度と保健師の削減をしましてまいりましたし、今年度についても、栄養士が減となっております。このような状況の中で、こちらの委員の皆様も今後どうなるんだろうとご懸念とかもあろうかと思っておりますので、今回、この件については削減はございませんので。今後のことを考えますと、皆さん日頃から保健福祉部行政について、東部保健事務所のあり方について何か考えること、またご意見だとかご要望等があればお受け賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**松田会長** はい、ただ今保健福祉部から説明がありました。

ご質問などございませんか。

**吉田委員** 保健福祉部についてお尋ねしたいんですけど、C型肝炎についてたまたまネットで見たんですけど、旧戸井地区、全国的にも特異な地域であることを発見した。

これは、函館市としても確かにそうであると認める状況、客観的に把握しているのか。



それから、割合が多いということは、これから行政も当然係わってくることになると思うがこの辺についてお聞きしたい。

**武田主査** 今、吉田委員からのご指摘のC型肝炎につきましては、戸井地域については数年前に新聞等で報道されておりまして、テレビ等でも報道されて戸井地区、いわゆる下海岸地区が、肝炎の罹患率が全国的に多い、これは調査等の結果から、その背景のひとつとしては、昔の予防注射の時代に、今は、一人1針で使い捨てですけど、その時代は使い回しをしていた。医療機関が消毒の部分とかをできていなかったでないかということがありました。年代も限られていた部分があり、でも、絶対それだけとは確定できませんが、考えられるんでないかと言われております。

ただ、それに対して函館市が認めるとか認めないとかでなくて、国の指導にもありませんという事です。

2点目の、こういう部分につきましても予防接種につきましては、今現在、すべて注射針は使い捨てですので、消毒が不備などということは無いと思います。以上です。

**吉田委員** 今、病院での注射針の話しということで、よく伺っているんですけど、昔、昔、事実かどうか判りませんが、歯医者さんで、歯を削る時に部分麻酔しますよね。その時、麻酔液を注射器で吸い取って一人目の患者さんに打ちますよね。ところが、2番目、3番目に待っている患者さんがそこにおいていた注射針で麻酔したという話を聞いたことがある。医院だけでなく歯医者さんでも麻酔の注射器の回しであり得るのかどうなのかという疑問を持ったんですけど。先ほど、統計的に戸井地区が多いということでしたが、最近では下がり傾向とかその辺の所は把握しているんでしょうか。

歯科医の例というのは、個人的な感想で申し上げたので、公式かどうかは別なんですけど見解はどうでしょうか。

**武田主査** まず、歯科医の関係なんですけれども、公式では無いのかもしれませんが、やっぱり針を変えなければ可能性として、C型肝炎の罹患は多くなる。

最近の統計ですけど、ある年代のC型肝炎は多かったですが、最近増えてるとか減っているとかは分析とかはしておりません。

**山田東部保健事務所長** 東部保健事務所の山田です。

先ほど、受付業務を除いた東部の活動をお話しさせていただきます。

東部につきましては、4支所地域の赤ちゃんとか妊産婦の訪問ですとか、高齢者等の認知症、精神や難病を抱えている方他、介護で不安を抱えている成人ですとか高齢者世帯の家族の基に家庭訪問で地域に入りながら、健康相談等の支援業務を行っております。平成23年度実績では、4地域で680件ございました。

特に、高齢者への家庭訪問では介護保険サービスの利用を受けられていない方、日常生活に支障を来している虚弱な障がいのある方、それから適切な家族介護が受けられていない方、そういう十分な福祉サービスが受けられていない方を優先して活動を行って

おりまして、ただ、当事務所のPR不足もありましてその活動というものは、なかなか住民から見えづらいものと考えております。

また、保健師は介護予防の為に4地域の老人クラブでの健康教室ですとか、それから、女性団体等の地域の住民グループに対する運動教室、それからメタボ予防教室これらを実施している他、ご承知のとおりガン検診、そういう業務も行っているところでございます。

東部保健事務所では、今後も住民の皆様の健康管理それから、病気の予防、その為には地域の町内会等と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、健康不安などありましたら遠慮なさらずに東部保健事務所に相談いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**松田会長** みなさん ございませんか。  
(なしの声あり)

**松田会長** はい。質問が無いようなので次に戸井教育事務所から、戸井西部総合センター整備について、説明がありますのでよろしく申し上げます。

**三尾所長** 教育事務所の三尾です。よろしくお願ひいたします。

戸井西部総合センターの整備につきましては、今年度の実施設計を実施し、平成27年度に施設の建設等を行い、平成28年度当初にオープンする予定となっております。

まず、今年度の実施設計ですけれども、6月に実施設計業者が決定しております。

既に作業に着手しております。資料としてお配りしました図面につきましては、恵山コミュニティセンターを参考としておりましたので、恵山のコミュニティセンターと同程度の規模の建物を運動広場に配置したとしての参考図面として考えて貰えればと思います。

配置につきましては、最初のページの配置図をご覧頂きたいと思ひます。

面積といたしましては、約830㎡を予定しております、運動広場の東側の当初ゲートボールコートであった場所を予定しております、駐車台数については、70台程度を考えております。

既存のクラブハウスにつきましては、その機能を新センターに移しまして解体する予定であります。

平面図をご覧願ひます。こちらは、恵山コミュニティセンターのものでありまして、集会ホールにつきましては270人程度、研修室につきましてはテーブル席で50人程度を収容できる様な規模となっております。

なお、配置図の方にも記載はございますけれども、この図面はあくまでもイメージということで考えていただきまして、今後、実施設計を進める中で、運動広場内での配置、あるいは建物の形状等変更になる場合もございますので、この点についてご了承願ひます。

なお、これに先立ちまして、町会、主な社会教育施設の利用団体にご案内申し上げます。

して、恵山コミュニティセンターの見学会を5月9日金曜日に行いまして、その際ご意見、ご要望をお聞きする場を設けたところであります。

参加団体、参加者数につきましては、町会が4町会で10名、社教施設利用団体が4団体で8名、合計で8団体18名の方がご覧になっていただいております。

主な要望内容といたしましては、集会ホールでは子ども達が、卓球とか軽スポーツをするために、床がカーペットだったんですけども、カーペットでない方が良いのではないのかとか、天井はもう少し高い方が良いとか、廊下の壁が壁紙でなく塗った壁だったものですから、ザラザラしているということで違う材質が良い、和室では、ストーブが環境に優しいものを使用していたんですけど、非常にスペースを取る大きな物だったものですから、小型の物で良いのではないかと言う話しができました。また、調理室につきましては、調理台の作業スペースできるだけ広く取ってほしい、あと、大型コンロのスペースですけども、こちらは大きな鍋を持ち上げることも考えて、少し高くしてほしい、それから流しについては、大きな鍋を洗うことも考慮して、戸井生涯学習センターのような、大きな流しの方がいいんじゃないかと言う話しがありました。

あと、全体的な部分では、災害等の物品を納めれるということで、できるだけ収納スペースを確保してほしいというようなお話しがありました。

私どもでは、これらの要望等についてすでに都市建設部や設計業者の方にお伝えしまして、できるだけご要望に添うようなことで進めて参りたいと考えております。

以上であります。

**松田会長** ただ今、戸井教育事務所から説明がありました。

ご質問等ございませんでしょうか。

**森 委員** 恵山コミュニティセンターを各種団体の長が現地を見て要望を聞くのは結構だと思います。

問題は、公民館と郷土館も併設するんだというふうに私は捉えているが、この辺の各地域の声というものを聞かなくて良いものか。

**三尾所長** 前の地域審議会でもお話ししたことがあると思いますが、今回の整備の中で社会教育施設としては、東部地区につきましては、生涯学習センターと総合学習センターを拠点施設として使用していくということでご説明申し上げております。

その中で、公民館、郷土館を廃止しても生涯学習センターなり総合学習センターで公民館の機能は補完できるのかなと思っております。

郷土館の部分につきましては、文化財展示館もありますけれども、少しではありますけれども、新しい戸井西部総合センターの方に若干のスペースを設けて展示したいなと考えております。

**松田会長** その他、ございませんか。

**森 委員** 現在の生涯学習センターにある程度、公民館機能に移すなり郷土資料館的な物に移すと、現在、計画している施設については単なる総合センターだというような捉えかたで良いか。

**三尾所長** 公民館的な部分については、東部の方では先ほど申しあげました生涯学習センターと総合学習センターの方で補完すると、あと、郷土館の部分につきましては、新しい西部総合センターのロビーの方に展示スペースを設けて、そちらの方に若干ですけど展示するスペースを設けたいと考えております。

**松田会長** その他、何かございませんか。

無いようでございますので、事務局から何かございますか。

**事務局（泊澤主査）** 皆様のお手元には、参考資料といたしまして、平成26年7月1日現在の戸井支所の機構表を配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。以上でございます。

**松田会長** 以上で本日の日程は、全て終了しました。

次の開催は10月を予定しておりますが、日程、議案内容については、正副会長に一任願いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

**松田会長** ありがとうございます。

これもちまして、本日の会議を閉じたいと思えますが、このあと国際水産海洋総合センターの視察を予定しております。

参加されます委員の方は、支所、正面玄関前にご参集願います。

本日は、どうもありがとうございました。